

滋賀県自閉症協会
滋賀県発達障害啓発事業セミナー

発達障がいの人とともに安心して
暮らせる共生社会の実現に向けて
警察沙汰の事例の考察を通じて

日時

2024年 9月15日(日)
13:30受付開始 - 14:00開演 - 16:00終了(予定)

参加費無料

先着200名様

事前予約制

会場

キラリエ草津 6階大会議室

JR草津駅東口より徒歩約5分

講師

弁護士

辻川圭乃先生

1990年に弁護士登録。97年、地域密着の「町医者」のような存在になりたいと自宅近くに法律事務所を開く。大阪弁護士会、(一社)日本自閉症協会副会長。権利擁護団体P&A大阪代表。著書に「行列はできないけれど障害のある人にやさしい法律相談所」(Sプランニング)など。



「拳動不審の人が近所を歩いています」

「無銭飲食されました」

「ヘルパーさんからはぐれて行方不明になりました」

障害のあるなしに関わらず安心して暮らせる共生社会を目指して

発達障害の特性に伴うトラブルが重大な犯罪として扱われたり、拘束されたりする事例が発生しています。

また、行方不明になったなどで警察のお世話になることもあります。

障害のある人もそうでない人も安心して暮らせる真の共生社会を実現するには、お互いのことを知る相互理解が欠かせません。

本セミナーは「警察沙汰」になった際の好事例や具体例を通じ、「どうすればいいのか」「どういう準備が必要か」を考えます。

参加申し込みは
こちらから

申し込みはGoogle
Formにて
(右のQRコード)
(※切: 9/7(土))



主催

滋賀県自閉症協会

問合せ先

〒520-2351 野洲市富津甲 897

高木方

TEL・FAX 077-587-2828

<http://www.jihei-shiga.sakura.ne.jp/>